

京都市政務活動費の交付等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年12月28日

京都市会議長 田中明秀

京都市会規程第1号

京都市政務活動費の交付等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

京都市政務活動費の交付等に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分及び第2号様式注以外の部分中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、議長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(市会事務局調査課)